平成２４年（フ）第２５１号
高知市若草町３番１―112号　県住若草町団地
債務者　秋元　明香
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６５号
高知県南国市廿枝1825番地１
債務者　中山　香代
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６６号
高知市桜井町１丁目３番25号　コーポ田渕101
債務者　大野　滿枝
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２号
長崎県五島市岐宿町川原853番地
債務者　原　　清
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第１２号
長崎県南松浦郡新上五島町有川郷1117番地１
債務者　立石　正樹
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第１１４号
北海道白老郡白老町日の出町３丁目10番２―204号　青葉団地Ｂ棟204号
債務者　工藤　智明
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
北海道白老郡白老町日の出町３丁目10番２―204号　青葉団地Ｂ棟204号
債務者　工藤　幸恵
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
愛知県岩倉市西市町西市45番地　レオパレスＳＡＩＣＨＩ・204号
債務者　竹之内秀和
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３４８６号
大阪市東成区深江南３丁目12番６号　フジパレス深江106号、前住所東京都杉並区井草１丁目14番21号　グラース・ヒルズ207
債務者　佐々木直美
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３０５号
大阪府東大阪市吉田４丁目６番28号
債務者　勝山　　学
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４１７号
大阪市港区築港１丁目11番５―505号
債務者　池永　哲也
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４１９号
大阪府枚方市長尾元町５丁目７番３号
債務者　中田　建藏
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８８号
大阪府泉大津市二田町２丁目７番15号
債務者　小川　博史
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
大阪府岸和田市西之内町２番１―402号
債務者　小川佐久良
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３９７号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目７番28―508号
債務者　木村　一夫
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４０３号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番39―204号、前住所大阪府和泉市富秋町１丁目13番80号
債務者　榊原　勝己
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４０４号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番10―803号
債務者　岡崎かすみ（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係